三十　平成二十年総務省告示第六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 1 | 削除 |

第一項の表一〇の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 10 | 削除 |

第一項の表二八の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 28 | 削除 |

第一項の表八二の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 82 | 削除 |

第一項の表九六の項中「北緯43度33分23秒東経141度54分31秒」を「北緯43度33分21秒東経141度54分30秒」に改め、同表一一一の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 111 | 削除 |

第一項の表一二八の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 128 | 削除 |

第一項の表一三六の項及び一三七の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 136 | 削除 |
| 137 | 削除 |

第一項の表一四一の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 141 | 削除 |

第一項の表一四三の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 143 | 削除 |

第一項の表一五六の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 156 | 削除 |

第四項の表三二の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 32 | 削除 |

三十一　平成二十年総務省告示第二百五十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表五の項中「北緯43度03分32秒東経141度20分06秒」を「北緯43度03分34秒東経141度20分08秒」に改め、同表七五の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 75 | 削除 |

三十一　平成二十年総務省告示第三百九十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表四四の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 44 | 削除 |

第一項の表七七の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 77 | 削除 |

三十三　平成二十年総務省告示第六百二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表九の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 9 | 削除 |

第一項の表二七の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 27 | 削除 |

第一項の表四二の項及び四三の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 42 | 削除 |
| 43 | 削除 |

第一項の表八八の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 88 | 削除 |

第一項の表九九の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 99 | 削除 |

第一項の表一一四の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 114 | 削除 |

第一項の表一三三の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 133 | 削除 |

第一項の表一三七の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 137 | 削除 |

第一項の表一の項中「北緯42度19分01秒東経140度58分38秒」を「北緯42度18分59秒東経140度58分38秒」に、「北緯42度19分17秒東経140度57分34秒」を「北緯42度19分17秒東経140度57分35秒」に改める。

三十四　平成二十一年総務省告示第五十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二六の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 26 | 削除 |

三十五　平成二十一年総務省告示第二百七十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二の項から四の項までの規定中「北緯43度06分35秒東経141度32分54秒」を「北緯43度06分37秒東経141度32分55秒」に改め、同表一〇の項中「北緯43度33分23秒東経141度54分31秒」を「北緯43度33分21秒東経141度54分30秒」に改め、同表一一六の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 116 | 削除 |